

# モニター応募要領

## 1. 応募受付開始日時

平成17年11月1日(火) 午前10時より

## 2. 応募方法

財団法人 道路新産業開発機構ホームページ(下記、URL 参照)から応募できます。  
 所定の画面で氏名・住所、車種・車両番号などの必要事項を入力して送信してください。

URL <http://www.hido.or.jp/nirin/index.html>

## 3. ETC車載器の取り付けについて

車載器の取り付けについては、取り付け店舗の受け入れ体制を考慮し段階的に実施しますので、場合によっては、応募受付後しばらくの間お待ち頂くことがあります。

## 4. 対象範囲

対象範囲は当面首都圏の一部路線・区間とします。

対象範囲外の走行は出来ません。

	対象範囲
東・中日本高速道路 株式会社区間	中央自動車道(高井戸～八王子) 東京外環自動車道(全線：一部料金所) 第三京浜道路(全線) 横浜新道(全線) 京葉道路(一之江～花輪)
首都高速道路 株式会社区間	全線(一部料金所を除く)



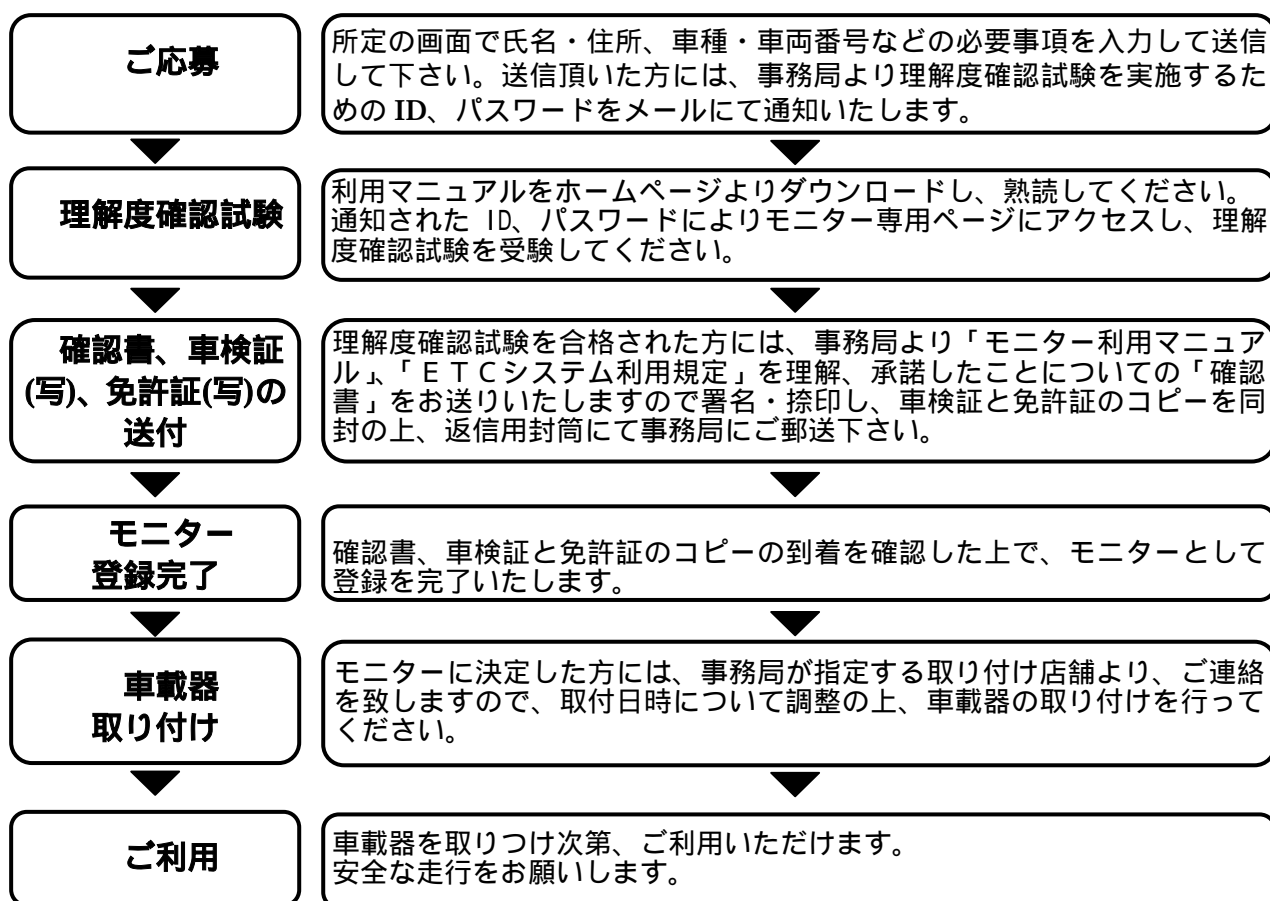
対象範囲、対象料金所については段階的に拡大することを予定しています

## 5. 応募条件

(応募条件を満たさない方については、モニターへの参加をご遠慮頂く場合があります。)

- ・モニター開始までに、E T Cカードをご用意いただけること。
- ・対象範囲を厳守して走行していただけること。
- ・東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県に在住されていること。
- ・連絡可能なEメールアドレスを保有されていること。
- ・E T C車載器の取り付けが可能な二輪車を保有されていること。  
E T C車載器の収容空間が確保できない車両については、外付け収納ボックスを利用した取り付けが可能です。(ボックス及びボックス取付費用はモニター負担)
- ・車載器取り付けのため、事務局が指定する取り付け店舗に車両を持ち込んで頂けること。
- ・インターネットホームページでのアンケートにご回答いただけること。
- ・上記の他、モニター利用マニュアル及びE T Cシステム利用規程等を遵守のうえ、ご利用していただけること。
- ・違法改造車はモニターとして認められませんので、車載器の取付は行いません。

## 6. ご応募からご利用までの流れ



## 7. 応募に関する問合せ先

財団法人 道路新産業開発機構 二輪モニター窓口

TEL : 03 - 5614 - 7699 FAX : 03 - 3666 - 2988

(受付時間 : 土日、祝祭日を除く 10 : 00 ~ 17 : 00)

メール : monitor@hido.or.jp